

第4次
千代田区男女平等推進行動計画
概要版

平成24年3月
千代田区

「千代田区男女平等推進行動計画」のあらまし

【計画の目的】

この計画は、男女ともに個性を尊重されて多様な生き方ができ、また、あらゆる分野に平等に参画できる社会の実現を目指して、近年の社会情勢の変化にともなう暮らし方・働き方・地域の変化などに対応し、千代田区における男女平等推進施策を総合的かつ効果的に推進することを目的としています。

【計画の期間】

平成 24（2012）年度から平成 28（2016）年度までの5年間

【計画の位置づけ】

この計画は「男女共同参画社会基本法」に基づき、国の「第3次男女共同参画基本計画」ならびに東京都の「男女平等参画のための東京都行動計画」と整合性を保ちつつ、都心に位置する千代田区の特性を考慮し、策定するものです。

この計画は、「千代田区第3次長期総合計画」を上位計画とする部門別の計画です。

この計画の目標2の（1）および（2）は、「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に基づく基本計画（「千代田区配偶者暴力対策基本計画」）として位置づけ、男女平等推進行動計画と一体的に推進します。

本計画における「配偶者暴力」「デートDV」「DV」の定義

- 「配偶者暴力」＝配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動。配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の定義どおり）
- 「デートDV」＝恋人など親密な関係にある相手からの暴力
- 「DV」＝配偶者や恋人など親密な関係にある相手からの身体的・精神的・経済的・性的暴力

【計画の基本理念】

千代田区に住み、働き、学び、活動する人々、企業、団体等と協働しながら男女共同参画を推進するために、この計画の基本理念を次のとおりとします。

性別による不平等がなく、
だれもが自分で生き方を選ぶことができ、
その選択が認められて参画できる社会の実現

【計画の基本的な考え方】

本計画の基本的な考え方は、次のとおりとします。

人生の選択肢を広げ、より多様な生き方ができる社会をめざす

私達の意識には、長い時間をかけて社会的・文化的につくられてきた、「男だから」「女だから」という固定的な性別役割が根強く残っています。さらに、性同一性障害があるなどの理由で自らの性別に違和感を持つ人々もいます。

千代田区は、固定的な性別役割という前提を見直すことで、区民が多くの選択肢の中から自分に合った生き方を選ぶことを支援します。そして、誰もが自分らしい生き方・働き方を選び、社会の担い手として協働することで、幸福な未来を切り開くことができる社会をめざします。

人々の生活や働き方の変化に即した、具体的で実効性のある支援をする

国際婦人年を契機に男女共同参画の取り組みが始まった昭和 50（1975）年当初からの経緯をみると、平成 3（1991）年のバブルの崩壊とそれに続く景気の低迷、産業構造・就業構造の変化などを経て、人々の暮らしや働き方は大きく変わりました。

千代田区は、人々の生活や働き方の変化に即した具体的で実効性のある支援を行うことで、男女共同参画社会の実現をめざします。

DV・虐待等の根絶をめざすとともに、被害者の支援をすすめる

相談窓口の充実や、被害者の保護に関する法律が整備されたことにより、今まで家庭内のこととして見えにくかったドメスティック・バイオレンス（以下、DV）による被害が顕在化してきています。精神的な暴力、女性から男性への暴力、恋人など親密な関係にある相手からの暴力など、DV にも様々な要因が影響し対応困難な事例も増加するなど、支援の領域も拡大する傾向にあります。

千代田区は、DV や児童・高齢者・障害者に対する虐待等の根絶をめざすとともに、これまで以上に関係機関・専門家・民間支援団体等と緊密に連携しながら、被害者の支援をすすめます。

【計画の体系と目標】

千代田区では、男女共同参画を実現するために、基本理念・基本的な考え方・目標を次のように定め、施策を推進します。

【基本理念】【基本的な考え方】

性別による不平等がなく、だれもが自分で生き方を選ぶことができ、その選択が認められて参画できる社会の実現

人生の選択肢を広げ、より多様な生き方ができる社会をめざす

人々の生活や働き方の変化に即した、具体的で実効性のある支援をする

DV・虐待等の根絶をめざすとともに、被害者の支援をすすめる

【目標】

1 人生の選択肢を広げるとともに、男女平等意識の定着を図る

2 すべての暴力をなくし、安全・安心な社会を実現する

3 あらゆる分野において男女共同参画をすすめる

4 人々の暮らしや働き方の変化に対応した、支援の充実を図る

5 推進体制の充実を図る

【施策の方向】

- (1)人権尊重・男女平等に対する意識啓発
- (2)学校における人権・男女平等教育の推進
- (3)生涯にわたる健康支援

配偶者暴力対策基本計画

- (1)配偶者暴力の防止・早期発見・被害者支援
- (2)デートDVの防止
- (3)児童・高齢者・障害者に対する虐待の防止・早期発見・被害者支援
- (4)いやがらせ行為・性暴力等の防止

- (1)意思決定過程への女性の参画の推進
- (2)NPOやボランティア等、地域における市民活動の支援
- (3)男女共同参画の視点を入れた防災・まちづくり

- (1)男性の家事・育児・介護への参画の支援
- (2)子育てをしている人の社会参画の支援
- (3)介護・介助を必要とする家族がいる人の社会参画の支援
- (4)働きやすい職場づくりに向けた情報提供・啓発の充実
- (5)働きたい・働き続けたい女性に対する支援の充実

- (1)男女共同参画センターMIWの充実
- (2)区役所内推進体制の充実
- (3)区民との協働による推進体制の充実

「男女平等を推進するための行動」って、どんなこと？

「女だから」「男だから」ではなく、
さまざまな選択肢の中から自分に合った生き方・働き方を選ぶ

高校2年生になったA太。両親に「保育士になりたい」と話したら、「それは男の仕事じゃない」と取り合ってくれません。同じクラスのB奈に話すと「いいんじゃない？ A太、このあいだボランティアで保育園に行った時、いきいきしてたもん。子どもたちもなついてたし、むいてると思う」と言ってくれました。A太が「B奈はどうするの？」と聞くと、B奈は「いろいろ迷ってて……。でもあたしは数学が好きだから、とりあえず理科系の大学に行ってから考えようかな。ママは女の子なんだから文科系にしなさいって言うんだけど、それも変だよ」と笑います。



それを聞いていた担任のC先生は「そうだよ。男でも女でも、自分の興味、個性や能力を活かして勉強したり、やりたい仕事に就く権利があるんだ。いっぱい悩んで、いろんな選択肢の中から選びなさい」と言ってくれました。A太もB奈も、C先生の言葉に、大きくうなずきました。

関連する施策 → 「学校における人権・男女平等教育の推進」(7ページ)

暴力を振るったり、振るわれることのない、人間関係を築く



今日はパープルリボンカフェの日。区役所10階のMIWで、紫色のリボンを布に縫い付けて、暴力のない世界を願う気持ちを込めたパープルリボンキルトをつくります。

知らない人同士の集まりでしたが、手を動かしているうちに、誰からともなくおしゃべりが始まりました。

「そのデザイン、すてきね」

「ありがとう。これは、夫からひどいことを言われたり殴られたりしている私の友達に、あなたは一人じゃない、私はあなたの味方よ、と伝えたくてつくっているんです」

「そうだったの」

「これまで、彼女の話だけをただ聞いてあげただけだったけれど、これと一緒に相談窓口があることも伝えるつもり」

「あなたの気持ち、彼女に伝わるといいですね」

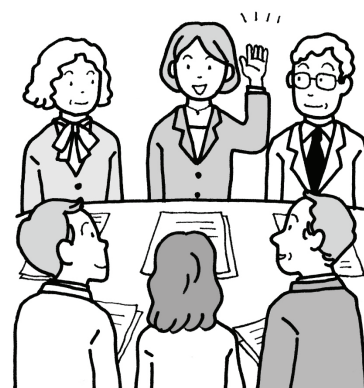
「ええ、本当に」

参加しているみんなの気持ちが、少しあたたかくなりました。

関連する施策 → 「配偶者暴力の防止・早期発見・被害者支援」(9ページ)

さまざまな場面で、女性と男性の意見・意思を活かす

Dさんは、メーカーの商品開発担当のチームリーダーをしています。これまでは男性だけのチームでしたが、このたび女性が変わりました。男性・女性がそれぞれに意見を出し合うことで、多角的に消費者のニーズや商品の問題点を検討することができ、発想の幅が広がります。こうして開発した新製品は消費者からも好評で、とてもよく売れています。Dさんは、女性と男性が意見を出し合うことはチームの力を高めることだと気づきました。Dさんはこの経験を活かし、会議では性別や年齢に関係なく、誰でも思ったことを自由に発言してもらうことを心がけています。



関連する施策 → 「意思決定過程への女性の参画の推進」(11 ページ)

日々の暮らしを充実したものとするために、男女が互いに支え合う



千代田区の会社で働くE美さん。子どもができた時に真っ先に考えたのは「子育てしながら仕事を続けるにはどうしたらいいのかな?」ということでした。夫のF夫さんと相談して、会社の近くに引っ越すことにしました。保育園への入園も決まり、新しい生活が始まりました。

急な残業や出張もあるし、E美さんとF夫さんの間では、保育園の送り迎えや家事分担など「家庭内の業務連絡」が欠かせません。時には両親に応援を頼むこともあるけれど、今、ふたりの毎日はとても充実しています。

関連する施策 → 「子育てをしている人の社会参画の支援」(13 ページ)

病気で倒れた母親を介護することになったG子さん。父親も夫も「長女のG子さんが介護と家事をやるのが当然」という態度です。困ったG子さんが地域包括支援センターに相談すると、ケアマネジャーから家族みんなで介護と家事を分担することを勧められました。そこでG子さんは、父親と夫に自分の気持ちを正直に話し、まずはご飯の炊き方から教えることにしました。

次第に料理の面白さに目覚めた男性2人は食事づくりを分担、家族介護教室への参加をきっかけに、仕事のつきあいとは違う交友関係を広げています。G子さんもちょうびり気持ちの余裕ができ、以前からやりたかったボランティア活動への参加を考え始めました。



関連する施策 → 「男性の家事・育児・介護への参画の支援」(13 ページ)

「千代田区男女平等推進行動計画」の主な施策・事業

目標 1

人生の選択肢を広げるとともに、男女平等意識の定着を図る

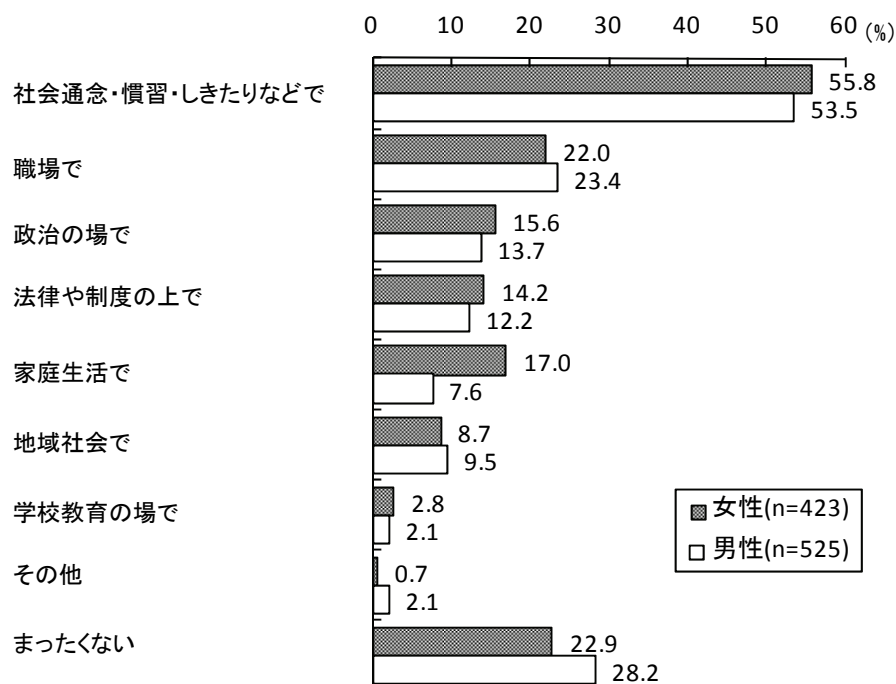
【現状と課題】

「性別による不平等がある」と思う人が最も多いのは「社会通念・慣習・しきたり」です。また、男女で意識の違いが見られるのは「家庭生活」です。

このことから、千代田区では特に社会通念・慣習、しきたり、家庭生活において性別による不平等感を解消することが課題と言えます。性別による不平等のない社会をつくるために、引き続き、時間をかけて地道に意識啓発に取り組むことが重要です。

女性と男性がともに固定的性別役割¹という前提にとらわれることなく、より多くの選択肢の中から自分らしい生き方・働き方を選ぶことができ、その選択が認められる社会風土を形成する必要があります。

図表1 「男女の性別によって不平等がある」と思うこと（千代田区 男女別）



資料：平成 22 年 第 37 回区民世論調査

¹ 固定的性別役割 「男は仕事、女は家庭」というように、男性と女性をはじめからその役割が異なり、それぞれにあった生き方があらかじめ決まっているという考え方。

【主な施策・事業】

施策	主な事業
<p>人権尊重・男女平等に対する意識啓発</p> <p>「人権尊重」の考え方を男女共同参画の基本とし、自尊心を育むことを支援するとともに、性別、年齢、国籍等の属性にとらわれず、多様なライフスタイルや価値観を認め合うために、意識啓発に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ MIW 情報誌等の発行 ・ 男女共同参画に関する講座・講演会等の実施
<p>学校における人権・男女平等教育の推進</p> <p>子どもたちが固定的な性別役割にとらわれない価値観を身につけ、多様な選択肢の中から将来の生き方を選ぶことを支援するため、学校における人権・男女平等教育を進めます。</p> <p>学校における諸活動においても、一人ひとりの個性・適性を尊重して役割分担を決めるなど、子どもにとっての男女共同参画を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個性・適性を尊重した進路指導・活動指導の充実 ・ 家事・育児・介護に関する学習、人権教育等の充実 ・ 男女平等、人権尊重、性教育に関する教職員研修の充実
<p>生涯にわたる健康支援</p> <p>区民一人ひとりが健康な生活を営めるよう、生涯にわたる健康支援を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年代や性差に応じた各種健(検)診の実施 ・ 母子保健医療、心の健康に関する相談の推進 ・ 性や生殖に関する知識・情報の提供

【平成 28 年度末における数値目標】

<p>男女共同参画関連の講座・講演会の募集人数に対する受講率 90.0% (平成 22 年度 69.6%)</p>

目標2

すべての暴力をなくし、安全・安心な社会を実現する

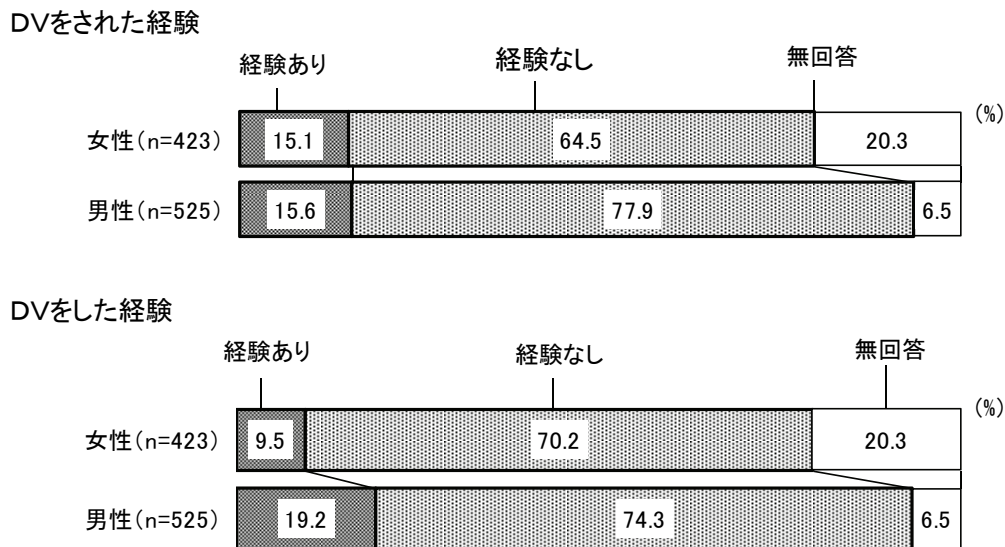
【現状と課題】

DVを受けた経験のある人は、男女ともに1割を超えています。行為の内容は、大声でどなる、ののしる、おどかさなどの精神的暴力も多くなっています。

子どもの頃から暴力防止教育を行い、暴力によって個人の発言や能力発揮を妨げ尊厳を傷つけることを許さない社会づくりに取り組むことが必要です。

暴力の未然防止に向けた啓発・普及、被害者の相談から自立まで、切れ目のない支援に取り組むことが必要です。

図表2 DVをされた・した経験（千代田区 男女別）



※DVをされた・した経験について、「なぐる、ける、ひきずりまわす、物を投げつける」、「大声でどなる、ののしる、おどかさ」、「性行為を強要する、避妊に協力しない」、「生活費を渡さない、働きに行かせない」、「行動を制限する、友人に会わせない」の各項目について、経験の有無別に再集計した。

DVをされた経験あり:「したことも、されたこともある」、「したことはないが、されたことがある」

DVをされた経験なし:「したことがあるが、されたことはない」、「したことも、されたこともない」

DVをした経験あり:「したことも、されたこともある」、「したことがあるが、されたことはない」

DVをした経験なし:「したことはないが、されたことがある」、「したことも、されたこともない」

資料：平成22年 第37回区民世論調査の結果から作成

【主な施策・事業】

	施策	主な事業
千代田区配偶者暴力対策基本計画	配偶者暴力の防止・早期発見・被害者支援 配偶者暴力の防止に向けた意識啓発を進めるとともに、被害者の相談と安全確保、自立に向けた切れ目のない支援に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者暴力の防止・早期発見・被害者支援に向けた啓発の充実 ・相談体制の充実 ・関係部署間のネットワークづくり ・配偶者暴力相談支援センター機能整備の検討
	デートDVの防止 恋人など親密な関係にある相手からの暴力を未然に防ぐため、若い世代の男女に向けた意識啓発および情報提供等に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・高校生・大学生等を対象とした講座・講演会の実施 ・相談窓口の周知 ・デートDV啓発パンフレットの作成
	児童・高齢者・障害者に対する虐待の防止・早期発見・被害者支援 児童や高齢者・障害者に対する虐待の防止に向けた意識啓発を進め、被害者の相談と安全確保、子育てや介護・介助に関わる男女の精神的な負担を軽減する支援に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会の活用による児童虐待の防止 ・高齢者虐待防止ネットワークの活用 ・障害者虐待防止体制の整備
	いやがらせ行為・性暴力等の防止 暴力によって個人の尊厳を傷つけたり、発言や能力発揮を妨げたりする行為を許さない社会づくりのために、子どもから大人までのすべての女性・男性に対して意識啓発に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・性的いやがらせ行為や性暴力等の根絶のための意識啓発 ・いやがらせ行為や性暴力等の被害者に向けた相談窓口の周知

【平成 28 年度末における数値目標】

区民世論調査でDVをされた、または、したと回答した人で、だれかに相談をした人の割合
 女性 70.0% 男性 40.0% (平成 22 年 女性 47.6% 男性 19.2%)

目標3

あらゆる分野において男女共同参画をすすめる

【現状と課題】

平成 23（2011）年 4 月 1 日現在、審議会等における女性の割合は 28.4%で、第3次千代田区男女平等推進行動計画の「一方の性が 40%を下回らないようにする」とした目標に達していません。意思決定過程における男女共同参画の実現に向けて、引き続き、女性の参画を促すための積極的な取り組みが必要です。

また、千代田区では、地域の伝統的な祭り、町会が主催するイベント、趣味・特技を活かしたボランティア活動などで、区民が主体的に活動しています。千代田区に住み・働き・学び・活動する女性・男性がともに地域の活動に参画することを支援していく必要があります。

図表3 審議会等における女性委員の割合（千代田区、東京都、国）

	平成 13年	平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年
千代田区	22.2	22.3	27.0	30.2	26.9	31.4	31.1	29.3	29.6	28.5	28.4
東京都	24.6	24.3	22.8	21.7	22.0	21.4	21.6	21.2	20.4	20.1	—
国	24.7	25.0	26.8	28.2	30.9	31.3	32.3	32.4	33.2	33.8	33.2

※千代田区は平成 13 年～平成 15 年は 3 月 31 日現在、平成 16 年以降は 4 月 1 日現在。
東京都は各年 4 月 1 日現在（平成 23 年のデータは平成 24 年度に公表予定）。
国は各年 9 月 30 日現在。

資料：千代田区、東京都、内閣府男女共同参画局

【主な施策・事業】

施策	主な事業
<p>意思決定過程への女性の参画の推進</p> <p>区の意思決定過程において女性・男性の双方の意見を反映するため、審議会等における委員の男女比等のバランスに配慮します。女性委員の少ない審議会等においては、女性の参画を積極的に働きかけます。</p> <p>また、地域の意思決定に関わる町会、PTA、商店街などの組織に対し、固定的性別役割にとらわれない活動を促す取り組みを進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会等への女性の参画促進の働きかけ ・役職者に男女を入れた組織づくりと性別による役割の固定化の解消に向けた意識啓発
<p>NPO やボランティア等、地域における市民活動の支援</p> <p>千代田区に住み、働き、学ぶ人々が、現役時代から地域とのつながりを持てるよう、地域における市民活動に参画するためのきっかけづくりに取り組みます。</p> <p>また、NPO やボランティア等に対して活動に必要な情報や活動の場などを提供し、自主的な市民活動を支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動、ボランティア活動への参加のきっかけづくり ・自主グループに対する情報、活動の場の提供
<p>男女共同参画の視点を入れた防災・まちづくり</p> <p>乳幼児を連れた保護者、高齢者、障害者等が移動しやすく、施設等を利用しやすいまちづくりを進めます。</p> <p>また、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の見守り・日常生活の支援、災害時の助け合いにつなげていくため、町会などの身近な地域組織や防災組織における男女共同参画を促します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共・公共的施設におけるバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進 ・地域組織・防災組織への女性の参画促進 ・安全・安心まちづくり事業への女性の参画促進 ・男女共同参画の視点に立った防災・減災の取り組みに関する情報提供、人材育成の充実

【平成 28 年度末における数値目標】

審議会等における女性委員の割合 40.0% (平成 23 年 4 月 1 日現在 28.4%)

目標 4

人々の暮らしや働き方の変化に対応した、支援の充実を図る

【現状と課題】

千代田区では、「理想とする女性の働き方」は依然として中断再就職型が多いものの、経年変化でみると職業継続型が増えています。子育て世代の人口の増加や、共働き家庭の増加に対応し、保育所や学童保育の充実、男性の家事・育児・介護への参画など、女性が働き続けることをサポートする体制づくりを進める必要があります。

また、産業構造の変化などを背景とする正規雇用者の長時間労働や非正規雇用者の増加などの働き方・暮らし方の変化に対応して、仕事と生活との調和（ワーク・ライフ・バランス）²がとれた生活が送れるよう、働く人たちを支援する必要があります。

図表 4 理想とする女性の働き方【千代田区の経年変化】（男女別）

(%)

		該当者数 (人)	結婚や出産にかかわらず、 一生職業を持つ（職業継続型）	結婚までは職業を持つが、 結婚後は持たない（結婚退職型）	結婚後子どもが生まれるまでは 職業を持ち、その後は持たない （出産退職型）	子育ての時期だけ一時辞めて、 その後には職業を持つ（中断再就職型）	一生職業を持たない	その他	わからない	無回答
女性	平成 22 年	423	33.3	4.5	7.1	39.0	0.5	5.9	7.8	1.9
	平成 17 年	399	25.8	2.5	7.3	52.6	0.3	4.5	—	7.0
	平成 12 年	417	25.7	6.5	7.0	52.0	4.8	3.0	—	1.0
	平成 7 年	598	19.2	5.9	10.0	54.7	3.5	2.3	—	4.3
男性	平成 22 年	525	27.2	4.6	8.6	39.6	0.4	7.0	9.9	2.7
	平成 17 年	303	13.2	7.9	11.6	51.5	0.3	4.6	—	10.9
	平成 12 年	343	16.9	8.5	10.5	48.7	5.8	7.9	—	1.7
	平成 7 年	463	18.6	13.4	13.0	43.4	6.0	2.6	—	3.0

※調査方法は、千代田区世論調査は平成 22 年は郵送配布・郵送回収、平成 12 年は調査員による個別面接聴取。男女平等推進行動計画策定に伴う基礎調査は、平成 17 年、平成 7 年ともに郵送配布・郵送回収。

資料：平成 22 年、平成 12 年：区民世論調査

平成 17 年、平成 7 年：男女平等推進行動計画策定に伴う基礎調査（千代田区）

² 仕事と生活との調和（ワーク・ライフ・バランス） 性別や年齢に関係なく、仕事と、子育て・家庭生活・地域活動・趣味・学習などのあらゆる活動を含む生活全般のバランスを支援する考え方。

【主な施策・事業】

施策	主な事業
<p>男性の家事・育児・介護への参画の支援</p> <p>家事・育児・介護への参画という男性にとっての新たなチャレンジを支援し、家庭生活の担い手として自立できるよう支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ママ・パパ学級・家庭教育学級への父親参加の促進 ・家族介護教室の開催・参加促進
<p>子育てをしている人の社会参画の支援</p> <p>子育てをしている女性・男性の社会参画を支援するため、保育サービスの充実を図ります。企業に働きかけ、仕事と子育ての両立を支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園・こども園、学童クラブ等の充実 ・児童・家庭支援センター事業の充実 ・中小企業従業員仕事と育児支援助成等、企業に向けた働きかけの充実
<p>介護・介助を必要とする家族がいる人の社会参画の支援</p> <p>介護・介助を必要とする家族の世話をしている女性・男性の社会参画を支援するため、介護サービスの充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアの推進、介護保険サービス・介護保険外サービスの充実 ・障害者自立支援法によるサービス、障害者福祉サービスの充実
<p>働きやすい職場づくりに向けた情報提供・啓発の充実</p> <p>働き方の見直しやワーク・ライフ・バランスの推進とともに、職場における男女差別や男女格差の解消を図るため、情報提供や意識啓発、学習機会の提供に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた情報提供 ・パートタイム労働者等の労働条件向上に向けた普及啓発 ・管理職への女性の登用等に関する意識啓発
<p>働きたい・働き続けたい女性に対する支援の充実</p> <p>関係機関と連携し、働きたい・働き続けたい女性、起業をめざす女性に向けて、情報や学習機会を提供する他、ネットワークづくりなどを支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の就業・再就職支援のための情報提供の充実 ・女性起業家支援オフィスの運営支援

【平成 28 年度末における数値目標】

「中小企業従業員仕事と育児支援助成」の新規利用企業数（平成 14 年度の制度開始からの累計）

200 社 （平成 22 年度末 54 社）

目標5

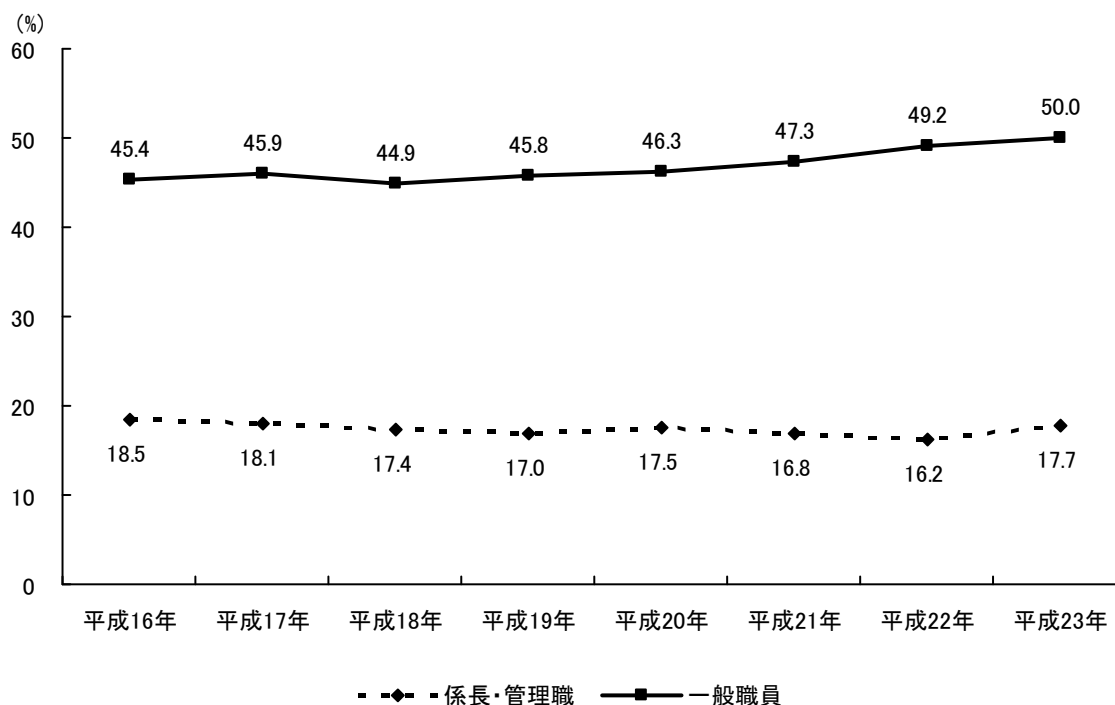
推進体制の充実を図る

【現状と課題】

男女共同参画の視点に立って区政を運営するためには、区役所内の意思決定過程における女性の参画を進めることが必要です。平成23（2011）年4月1日現在、区役所内の係長・管理職に女性が占める比率は17.7%にとどまっています。

また、男女平等推進委員会、男女平等推進区民会議、男女共同参画センターMIW、男女共同参画センターMIW 運営協議会など、既存のしくみの活用と定着を図り、関係機関が連携・協働して男女共同参画を推進する必要があります。

図表5 職層別女性職員の割合（千代田区）



※各年4月1日現在

資料：千代田区

【主な施策・事業】

施策	主な事業
<p>男女共同参画センターMIW の充実</p> <p>男女平等の実現に向けて、地域から男女共同参画を推進する拠点施設として、社会の変化やライフスタイルの変化をとらえ、区民が抱えている問題を明らかにし、その解決を支援します。「配偶者暴力対策基本計画」に基づいて被害者に対する切れ目のない支援の一部を担い、DVの防止と被害者支援に向けた情報提供、相談、関係部署との連携の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報誌「MIW 通信」等を通じた男女共同参画情報の提供 ・相談、グループワーク、関係機関との連携による被害者の支援 ・男女共同参画に関する講座・講演会等の実施 ・登録団体の活動支援 ・DVの予防と被害者の早期発見のための啓発活動の充実
<p>区役所内推進体制の充実</p> <p>男女共同参画に対する職員の意識啓発、区役所内の管理・監督者における女性の参画を進め、区役所内の推進体制の充実を図ります。</p> <p>また、区の施策を男女共同参画の視点で横断的にとらえ、関係部署とも連携・調整しながら、区役所全体で男女共同参画を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等推進委員会の活動の改善と充実 ・区民世論調査や職員意識調査の実施 ・区役所における女性管理・監督者割合の拡大 ・男性職員の育児・介護休業、部分休業の取得促進
<p>区民との協働による推進体制の充実</p> <p>区民、区内で活動する団体・企業・大学等に対して連携・協力を求め、区民との協働による推進体制の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等推進区民会議の運営 ・男女共同参画センター運営協議会への区民委員の参画 ・男女共同参画社会を目指した地域の活動団体等への支援

【平成 28 年度末における数値目標】

<p>区役所内の管理・監督者（係長級以上）に占める女性の割合 40.0% （平成 23 年 4 月 1 日現在 17.7%）</p>

千代田区男女共同参画センターMIW



千代田区役所 10 階にある、男女共同参画センターMIW をご存じですか？
問題解決につながる情報や学習機会の提供、相談、活動支援・交流支援など
を行っています。どなたでもご利用いただけますので、お気軽にお立ち寄り
ください。

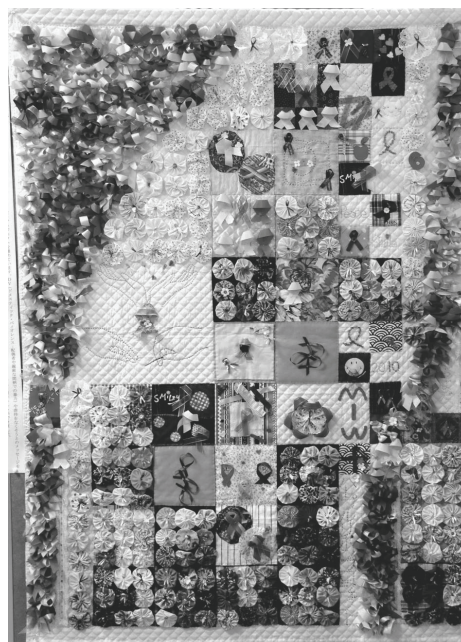


情報誌「MIW 通信」



さまざまな人が利用しているMIW

- 情報・・・情報ライブラリでは、本・資料・ビデオ・DVD等の貸出をしています。情報誌「MIW 通信」は年2回発行。男女共同参画に関するホットな話題をお届けします。
- 学習・・・講座・講演会等を通じて、女性・男性が抱えている問題の解決に向けたヒントが得られるよう支援します。
- 相談・・・カウンセラーによる面接または電話相談です（予約制）。同じ悩みを持つ同士のグループワークも行っています。
- 活動支援・・・登録団体になると、無料でミーティングルームやロッカーを利用できます。
- 交流・・・千代田区で活躍する多彩なゲストを招いての情報交流会・MIW 千夜一夜、ビデオサロン等を行っています。



「No! DV/虐待」の思いを伝えるパープルリボン

【利用案内】

開館時間：月～金曜日 9時～21時 土曜日：9時～17時
休館日：日曜日、祝日、年末年始
交通：東京メトロ東西線・半蔵門線・都営新宿線九段下駅から徒歩5分
連絡先：電話：03-5211-8845 FAX：03-5211-8846
URL：http://www.city.chiyoda.lg.jp E-mail：miw@city.chiyoda.tokyo.jp

第4次千代田区男女平等推進行動計画（概要版）

発行：平成24年3月
編集・発行：千代田区政策経営部国際平和・男女平等人権課
〒102-8688 千代田区九段南1-2-1 TEL 03(3264)2111(代表)